

独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成 19 年度)[概要]

平成 20 年 7 月 24 日

- 総務省において、103 の独立行政法人(日本司法支援センターを含む。)の役職員の給与水準等について、各府省及び各法人における平成 19 年度分の公表結果を取りまとめるとともに、総人件費改革の取組状況のフォローアップ結果についても併せて取りまとめ、公表するもの。
- この取りまとめ結果は、独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、各府省の独立行政法人評価委員会、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の事後評価等に活用することとなります。

1. 職員の給与水準

- ・新設法人等を除く 98 法人中約 2 / 3 の法人において、前年度より対国家公務員指数(事務・技術職員)が減少
- ・事務・技術職員の対国家公務員指数は前年度比▲0.1ポイント減少

	年間平均給与	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
	19 年度	18 年度	19 年度	対前年度差	18 年度	19 年度	対前年度差
事務・技術職員	(千円) 7,342	107.4	107.3	▲ 0.1	105.6	105.5	▲0.1
研究職員	9,097	102.4	101.3	▲ 1.1	106.5	106.0	▲0.5
病院医師	13,070	112.9	116.3	3.4	105.7	109.0	3.3
病院看護師	5,131	95.5	95.9	0.4	92.6	94.3	1.7

2. 更なる給与水準の適正化に向けた取組

昨年末閣議決定した整理合理化計画等に基づき、各法人は給与水準の適正化に取り組んでいるが、事務・技術職員の給与水準が依然として国家公務員より高い傾向にあることから、給与水準の適正化について更なる取組が求められている。このため、独立行政法人の給与は労使交渉を経て決定されるものではあるが、今回新たに、事務・技術職員の給与水準が国を上回る法人すべてにおいて、自ら給与水準に関する総点検を行い、目標水準・目標期限を設定して給与水準の適正化に計画的に取り組むこととした。

この結果、これらの法人において、平成 22 年度までに対国家公務員指数(年齢勘案)で最大約▲1.7ポイント、平均約▲3ポイント、対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)で最大約▲2.2ポイント、平均約▲2ポイント減少するものと推計される。

今後、これらの法人の取組を含め、給与水準の適正化については各独立行政法人評価委員会及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会で厳格なチェックを実施することとしている。

3. 常勤役員の報酬の支給状況(平均)

法人の長、理事、監事の報酬は、前年度比でそれぞれ減少。
役員全体では 323 千円(▲2.0%)減少。

	18 年度	19 年度	対前年度差	対前年度比
	(千円)	(千円)	(千円)	(%)
法人の長	18,859	18,388	▲ 471	▲ 2.5
理事	15,957	15,762	▲ 195	▲ 1.2
監事	13,841	13,739	▲ 102	▲ 0.7

4. 総人件費改革の取組

行革推進法に基づき、各法人は平成 18 年度以降 5 年間で 5%以上の人件費削減を基本としており、平成 19 年度の取組状況をみると、基準となる平成 17 年度実績に比して人件費削減を行う 83 法人においては全体として▲1.7%、人員数削減を行う 17 法人においては全体として▲6.3%減少となっている。

- 別添
- 1 独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成19年度）（本文）（PDF）
 - 2 独立行政法人の役職員の給与水準を公表しているHP等一覧（xls）
 - 3 参考資料（PDF）